

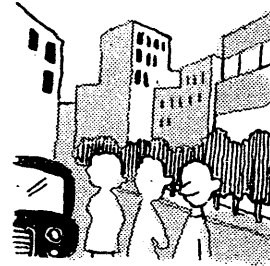
応じて拠出率を調整するであろう。

Social Security for Rural Workers in
Brazil, *Social Security Bulletin*, (U.

S. A.), No. 6, June 1970, pp. 18-20;
No. 20, '71.

農民の疾病保険

Julius Andresen (西ドイツ)



本稿には、農民に対する疾病保険制度は、絶対的な必然として登場するという意見の一致に刺激されて、いかにしてこの制度を最もうまく設けることができるかということ、筆者は検討している。

農民は長年にわたり疾病に対する保険の必要性を感じてきた。今日、圧倒的に多数の農民とかれらの扶養家族は、疾病に対する保険をかけられている。保険者達は私のおよび公的な疾病保険制度の双方を含んでいる。しかし、大部分の例でみられるが、疾病保険制度に拠出を支払うことのできない農業から引退

した農民の疾病保険で提供する保護は、全く不十分である。

農民に対する疾病保険の問題は、次の3つに大別することができる。

- (a) 働らいている農民とかれらを助ける家族への疾病保険。
- (b) 農業から引退した農民の疾病保険。
- (c) 有資格保険者の機構改革。

(a)にかんする論議は、制度化が予定された合理的な疾病制度について行なわれる提案か

ら消えてしまった。現在討議されているのは、保険を適用する場合に、職業にもとづいてか、あるいは一般的な義務かのいずれにより強制適用にするかということである。事実上では、全般的な議論は、圧倒的に多数の農民が任意方式で法令による疾病保険制度に加入することのできるようにした法的な諸条件がすでに存在しているので、全般的な議論は不必要である。

問題とされる(b)の解決は議論の余地もなく緊急を要する。まず、年金受給者の疾病保険を管理する基本原則により、何故引退した農民が疾病に対する保険でカバーされるべきであるかということは明白でない。

現在では、最も大きな困難をもたらす原因は組織の問題であると思われる。ある人びとは、労働者にはある特殊な疾病保険制度が連邦レベルで設けられるべきで、引退した農民を含む自営業者には、ある別な制度が設けられるべきであると考えている。その他の人びとは、1つの制度で労働者と自営業者を一緒

に保護するが、しかし、少なくとも、管理・運営上の地域 (Regierungsbezirke) には新しい機関を設けたいと考えている。

この観点では、結論として、新しい保険制度をもつ新しいタイプを設けるには、納得のゆくなんらの理由も存在していないということになる。

含まれた諸問題に対する簡単で、効果的な、しかも適切な解決は、次に示されるとおりである。

1. 農業の全被用者 (自営の農民とかれらを助ける家族を含む) に対して、ある強制的な保険が設けられるであろう。適切な保険の保障を設けられている場合には、適用の除外を認めることができる。
2. 引退した農民は強制的に被保険者となり、かれらの拠出は老齢保険制度によりかれらの全員に支払われるであろう。
3. 疾病保険制度の管理・運営では、現在存在している制度が引受けるであろう。

Die Krankenversicherung für Landwirte, *Die Krankenversicherung*,

No. 10, 1970, pp. 243-245; No. 33, '71.

年金の法令にみられる 均一性と差別

V. A. Atcharkan* (ソ連)

筆者は被用者と集団農場の農民(コルホーズ構成員) に対して設けられた各年金制度で支給される年金の資格条件と年金額を標準化することについて、ある諸問題を論述している。

コルホーズ構成員の年金と諸給付を規定した法律は、事実上では、被用者の制度と同一の基本原則をもっている。基本原則の同一性は実施上に大きな価値をもっており、望ましくない除外や実施上に生ずる幾つかの不必要な複雑さを除いている。その同一性は生活環境や労働条件の違いにもとづく区別と、コル

ホーズ労働の量と性質にみられる相違を取除いていない。

各制度間における重要な相違は、コルホーズ労働と家族を扶養する義務の評価と関連をもっている。

各年金は雇用期間と過去の収入によって決定される。2つの制度におけるこれらの考察に与えられた重要性には、相違がみられる。コルホーズ構成員に対する裁定は、雇用契約による雇用期間を考慮するが、過去のコルホーズ構成員は被用者に裁定された年金に含め

